

## 問題Ⅰ

(1) 日本国憲法が採用する違憲審査性（81条）が、具体的な事件を前提として、事件の解決に必要な限度で違憲審査を行う具体的（付随的）審査制か、または抽象的に違憲審査を行う抽象的審査制かについての説明を求めるものである。警察予備隊訴訟最高裁判決（最大判1952年〔昭和27年〕10月8日民集6巻9号783頁）は、憲法81条について具体的審査制を定めたものとしており、判例やその他の学説にも言及することも必要である。

(2) 行政法総論上の基本事項である「法律の留保の原則」についての理解度を問う問題である。法律の留保の原則は、「法律による行政の原理」を構成する一つの原則であり、一定の行政の行為について法律の承認（授權）が必要であるという原則であることを基本として、その趣旨、同原則のいう「法律」とは何か、「一定の行政の行為」とは何か、などについて論じることが求められる。

## 問題Ⅱ

Y市の公園使用料免除について、政教分離原則に反するか否かを問う問題である。政教分離原則（20条1項後段、3項、89条）について説明し、判断基準となる目的効果基準（最大判1977年〔昭和52年〕7月13日民集31巻4号533頁）などに基づき、Xの立場から違憲の主張をすることが求められる。

この点、孔子廟の宗教性だけでなく、その設置者が宗教団体ではなく、一般社団法人であること、体験学習施設でもあることなどについて、事案に即して検討することが必要である。

なお那覇地裁2018年（平成30年）4月13日判決（判例地方自治454号40頁）を参照されたい。

## 問題Ⅲ

行政法総論の基本事項である「行政処分（行政行為）における行政裁量」についての理解度を問う問題である。余目町個室付浴場事件（最判1978年（昭和53年）6月16日刑集32巻4号605頁）を参考にして作問した。行政裁量の司法審査の具体的基準である目的拘束の法理を前提として、本件の事案のもとで本件パチンコ店の出店を阻止するために児童遊園の設置認可処分を行う（さらには、それを前提として本件パチンコ店の営業不許可処分を行う）ことが許されるかどうかについて論じることが求められる。